



## 技術と政治

建築基本法制定準備会相談役・構造技術者

松下富士雄

技術思想も社会の変化に伴って変化している。嘗ては、技術は科学という自然の客観的法則性を基礎にし、社会から切り離された自立的、中立的な存在であり、技術の本質は社会から何らの影響を受けるものではなく、唯一の本質を持つものであるという技術絶対論的な立場である「技術本質主義」であった。

然し20世紀の始めになるとこの技術思想にも大きな変化が生じた。技術の急激な発展に伴い、技術は社会にも大きな影響を与え、政治面でも影響力を持つようになると技術の絶対論にも疑問が生ずるようになり、技術も絶対的なものではなく、自立的でも中立的でもないという考えに変化して行った。技術は唯一無二なものではなく、幾つかの選択肢が存在する。その中のどれが生き残るかはその技術が社会に出て、幾多の関係者の参加を経、幾多の実践を経て選択されていく。その際人間が技術を制御するという「社会決定論」と、科学技術が社会を制御していくという「技術決定論」の両論が論議されたが、技術的論理だけではなく社会的な論理が組み合わされて生成発展していくものであるという「技術構成主義」へと発展していった。

技術の急激な進展と共に、技術の社会への結び付きの多様化が進み、個人の生活、広域の社会に多大な影響力をもつようになり、政治との関係も益々深まり、「技術政治論」が討議されるようになってきた。旧来の政治体制の下で、複雑化、多様化、高度化、広域化した技術問題に対応できるか大いに問題のあるところでもある。英国等でも下院議員650名のうち理科系出身議員は1割に満たない数であるといった報告もあり、技術問題について新たな立法制度からの検討も相俎上に載せている処もあると聞く。

建築分野において今我々は、古くなり、ばらばらに存在する建築関連法規全体を見直すために、建築の憲法ともいえるべき建築基本法を制定しようと努力している。建築分野の法制改革にとっては今こそ正にその時であると思う。建築分野のように裾野が広く、関係者も多数であり、多様多岐である分野に於いては、基本理念を中核とし各要素を包括するシステムデザインが根幹になければならない。そして社会、政治が技術問題に正しいジャッジを下していくために、我々技術者の担う重要性を改めて厳粛に自覚し、積極的に行動していくべき時であると思う。

## 基本法制定準備会第2回パネルディスカッション報告

平成16年11月16日に開催された第2回パネルディスカッションの概況を報告します。

日 時：平成16年11月16日(火)15:00~18:00
場 所：東京工業大学百年記念館
主 題：「群としての建築の理念」の視点から 建築基本法のあり方を考える
パネリスト：今川憲英(東京電機大学) 大野秀敏(東京大学) 野城智也(東京大学)

神田：今回のPDは社会的な関わり、集団規定について議論を行いたいなどと主旨を説明。

大野：ほとんどの建築は都市の中にある。個々の建築の自由が公共の自由に反することもある。建築基準法はすべて敷地単位で規制している。都市は街区という基本単位の中で環境を維持している。都市は共同の財産・資産であるという認識が必要。日影規制がよくないのは、隣にどんな建物が建つのか分からないため(予測不可能性)

根本には日本の都市の特殊性がある。その一つが建物は短

寿命で30年から35年の寿命しかない。もう一つは地価が高い。10年で建物の資産価値が0になり、土地の価格しか評価されない。建物によって形成される環境といったものが評価されない。今後、人口構造と経済構造がこれから大きく変化する。人口が減るのは地方都市からである、廃町、廃市が続出する可能性がある。地価はほとんど0になり、建物は余る時代になる。

21世紀に相応しい法体系の要は、都市の街区、予測可能性、環境の資産価値の評価などとなる。

野城：既存の法体系は仕様書的であり、条文の主旨、原則が見えない。建築が如何にあるべきかを空間・時間の中で規定していく必要がある。建築基本法には原則が書かれていて、原則に立ち返れば、様々なイノベーションが展開できるようにならないか。

ビルトエンパイロメントの性能という視点が欠落している。建物がもっている環境性能をどう規定するか。法令で規定す

ることは難しい。法令ではなくて、評価や情報開示によって動機付けが与えられるようにできないか。

また、engineering ethic・職能や倫理の課題もある。建物に関する情報が保管・維持されていることが重要である。すなわち血統書付きの建物は価値が下がらないようなシステムを作る必要がある。

今川：建築基本法は誰にでも分かる必要がある。建築基準法は手段法になってきた、目的がよく分からない。基準法の第一条に目的は書かれているが、より良い建築の定義は、人によって異なる。

ローカリティ豊かな建築、地域固有の文化を継承するという認識が不可欠であり、そういったことを規定した法律が必要である。そのためには基本法には建築をつくる者の役割の規定も必要である。役割とは権利と責任であり、言い換えれば倫理となる。

建築のあるべき姿を考えるために、東京だけでなく地方での議論を集約すべきではないか。そうすることで日本的な建築の姿が見えてくる。建築は人間と同様、長生きをしたいと思っている。建築の耐久性、既存不適格、建物はどれだけの寿命を持つべきかを、基本法には記述すべではないか。

大野：建物の多様性の共存を認めないと文化は保存・継承できない。法律の議論では多様性をどこまで認めるかが議論となる。

野城：文化というのは、その時代と空間の中での暗黙の価値観であろう。時間・空間が異なる中での価値観を共有できるような制度ができないか。

秋山：長寿命や倫理の問題は、ある意味結果の議論。都市は経済至上主義の犠牲になりつつあるのではないか。それには

公共性を担保する必要がある。市場経済に任せても都市は良くならない。

大野：自由に任せてもうまくいかないのは、都市という状況の中でおこることだろう。自由勝手にやれば全体としては損失を被ることを明言しなければならない。

神田：基準法や建築士法は専門家を規制するためにあったが、国民のための法律が必要ではないか。そこでは法律で決めることは少なくしたい。

野城：基本法はメタ法規で、地域や集団が何かをするときに、そのための原則、枠組みを提示すれば良いのではないか。

大野：斜線制限は素人でもわかる。日影規制はコンピュータを使わないと、どういった建物が建つのか分からなくなった。ほどよい規制がないと良くならない。

神田：建築も公共建築から私的な建築まで幅広く、性能をどう規定していくかとなると、状況に応じて異なる。その概念を基本法でうたうことができるのではないか。

野城：建物の情報の開示がないし、建物の竣工図面・図書が保存されていない。少なくともそういった情報が付いている建物は血統書付きにして建物の価値が低下させない仕組みをつくる。

今川：申請書類や図面が残っていないと、再生しようと思ってもできない。法で書類の保存期間が決められているから。

大野：これからは減築が必要。過密地域から建物を間引いて、環境を良くする。

神田：基本法に関して、どんなイメージを持っているかについて共有できる部分があったという印象を持った。今後も議論を継続していきたいと思う。

(文責：高山峯夫)

## 新会員からの一言

角松生史(九州大学大学院法学研究院)

角松生史と申します。行政法学・都市法学を勉強しております。主に景観や街づくりの観点から建築基本法の問題にも興味を持っております。必ずしも裁判的に現れてこないよ

うな実務上の問題、また、全くの門外漢である単体規制の問題など、この機会に勉強させて頂ければと思っています。よろしく申し上げます。

URL: <http://www.law.kyushu-u.ac.jp/~kado>

## 事務局からのお知らせ

### (1) 建築基本法制定準備会シンポジウムのお知らせ

下記の通りシンポジウムを開催します。奮ってご参加ください。詳細は追ってご連絡します。

日時：平成17年2月10日(木) 15:00~18:00  
場所：如水会館 2階オリオンルーム  
〒101-0003 東京都千代田区一ツ橋2-1-1  
主題：建築規制の主体は国か地方か？

### (2) 事務局連絡先の変更

新しい連絡先は下記の通りです。

電話：03-3284-2071 FAX：03-3284-2072  
住所：〒211-0025 川崎市中原区木月357  
建築設計事務所アトリエ71  
E-mail: info@kihonho.jp  
URL: <http://www.kihonho.jp> (変更なし)